

## 基本目標 5

### 市民を主役とする協働のまちづくり



#### 《推進施策》

5-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

5-2 市民活動の活性化

5-3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進

## 5-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

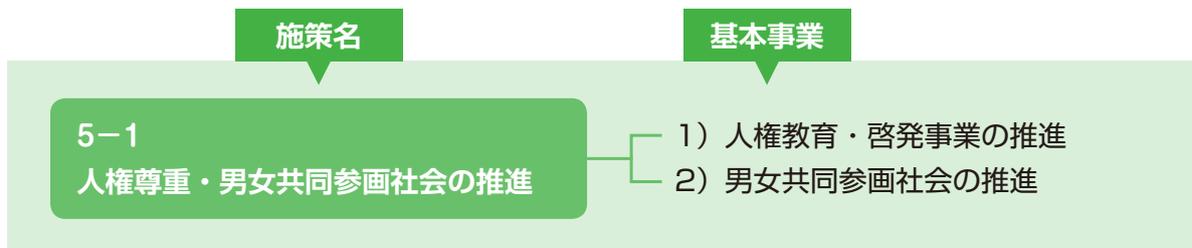
### 現状と課題

- 国は、あらゆる差別のない健全な社会の形成に向けて、「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」(平成12年)、「男女共同参画社会基本法」(平成11年)を制定し、人権尊重社会と男女共同参画社会の形成を推進しています。
- また、近年では、高齢者や児童への虐待、ドメスティック・バイオレンス\*なども人権問題として認識されていることから、人権尊重と男女共同参画への取り組みは社会の重要な課題となっています。
- 人権尊重では、各種団体の研修会等に、積極的に参加し人権意識の高揚が図られたが、市民に対する普及啓発においては、十分と言えない面があり、限られた予算のなかで、効果的な啓発を行うため、事業内容及び手段について見直しをはかる必要があります。また、人権には、様々な問題が存在しており、人権問題の正しい理解と認識を深めるため、これまで以上に各課での連携を強化する必要があります。
- 男女共同参画社会の形成では、平成19年度に「銚田市男女共同参画計画」を策定し、基本理念を『一人ひとりの「らしさ」が輝き、男女(ひと)が響き合うまち ほこた』とし、行政、市民、事業者がこの理念を共有しながら、さまざまな場面を通じ周知を図りながら、一人ひとりが意識し、実践していくためのきっかけづくりと持続的な啓発活動が必要です。
- 男女共同参画社会の実現に向け、気運の醸成を図っていくため茨城県主催の講演会等男女共同参画啓発に関する事業への取り組みを今後も継続していく必要があります。

### 基本方針

人権教育を通じて醸成された正しい人権意識を基盤に、あらゆる分野で市民一人ひとりが能力を発揮できる男女共同参画社会を推進します。

### 施策体系



\* ドメスティック・バイオレンス (DV)：親密な関係にある男女間で行われる、身体的・精神的な暴力のこと。

## 事業内容

### 1) 人権教育・啓発事業の推進

人権関係各機関・団体との連携を図りながら、人権教育・啓発事業における指針となる「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その計画に基づき人権意識の向上を図ります。

### 2) 男女共同参画社会の推進

「銚田市男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成と着実な事業実施を推進します。

## 5年間に取り組む主な事業

\*担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
<b>◇人権教育・啓発事業の推進</b>		
人権教育・啓発に関する基本指針の策定	人権関係各種団体等と連携し、人権教育・啓発にかかる指針の策定に努める	社会福祉課 生涯学習課
人権・同和問題の啓発 (人権・同和問題講演会)	人権・同和問題についての講演会を開催し、市民の人権意識向上に努める	社会福祉課
人権教育推進事業	人権擁護委員による「人権教室」を更に活用し、学校における人権教育の推進に努める。また、人権関係各機関・団体との連携を図ることはもちろん、様々な人権問題を講演会等で学習し、市民の人権意識の向上を図る	社会福祉課 生涯学習課 指導課
<b>◇男女共同参画社会の推進</b>		
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図る講演会やホームページ、広報等での啓発活動を実施する	企画課

## 主な事業目標

\*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次 (H23)	目標年次 (H28)
人権教室開催数	(毎年) 4回	(毎年) 4回

## 主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市男女共同参画基本計画	平成20年度～平成24年度

## 市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

\*あらゆる差別のない健全な社会を形成するため、お互いの人権を尊重し、支えあう

## 5-2 市民活動の活性化

### 現状と課題

- 地方分権社会を迎えて、市町村の自立が求められる時代となっています。そのため、活発な市民活動に支えられた市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが必要となります。
- 本市では、まちづくり推進会議と生涯学習推進会議の活動を通じて、自発的かつ多様な市民活動を支援しています。しかし、地域によっては活動に温度差が見られることから、一層の意識啓発や支援によって市民活動の活性化を図っていく必要があります。
- また、福祉、教育、地域安全、環境保全、交流、人権など、あらゆる分野で、ボランティアやNPOをはじめとする活発な市民活動が求められています。
- 市の復興のために、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要です。こうした動きを後押しし、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要があります。

### 基本方針

市民の自治意識の向上を目指し、多くの市民が参加する市民活動の促進と自立を図ります。

### 施策体系



### 事業内容

#### 1) 市民活動意識の向上

市民活動の気運の高揚に努めます。また、市民同士の相互扶助意識を高め、子どもや高齢者に優しい地域社会の形成を促進します。

#### 2) 市民活動への支援

鉾田市まちづくり推進会議が行う「ほこた塾」への支援などを継続し、市民活動を担う人材の育成や交流機会の拡充を図ります。

### 3) 情報の提供

広報紙やホームページなどを活用して各地区の市民活動に関する情報をわかりやすく伝え、市民活動への理解と参加を促進します。

### 4) 市民活動施設の整備

市民の地域活動や市民活動が展開できる場（施設）の確保、公共施設の空きスペース等の活用など環境整備を促進します。

## 5年間に取り組む主な事業

\*担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇市民活動意識の向上		
まちづくり推進事業	まちづくり推進会議等を開催し、自発的で多様な市民活動の意識の向上を促し、自立性のある市民活動を推進する	企画課
◇市民活動の支援		
銚田市協働のまちづくり推進事業	市民自らの発想と行動によって地域の課題を解決していこうという、自立性のある市民活動団体等が実施する公益的事業に対し支援する	企画課
◇情報の提供		
まちづくり情報提供事業	市ホームページ、広報等でまちづくりに関する情報等を発信して市民活動への理解と参加を促進する	企画課

## 主な事業目標

\*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
協働のまちづくり補助団体	4	15
まちづくりに関する情報提供件数	12	12

## 市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

\*地域での諸課題を市民の手で出来ることは、自ら解決しようという意識を持つ

### 5-3 効率・効果的な行財政の運営と協働のまちづくりの推進

#### 現 状 と 課 題

- 少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、これまでの行政主導による活動のみでは質的にも量的にも限界があります。また、厳しい財政の見通しを踏まえると、行政運営の大きな変革期を迎えているといえます。
- こうした時代認識に基づく合併により誕生した本市では、限られた財源を最大限に活用し、地方分権時代にふさわしい効率的な行財政システムを構築するため、「鉾田市行政改革大綱」とその実行計画となる「鉾田市集中改革プラン」を策定し取り組んでまいりました。
- 今後も、「鉾田市行政改革大綱」に定めた方針に基づく行政改革を着実に実行し、市民との協働（パートナーシップ）を基調として、本市の自立性が発揮できる行政体制の確立と市民満足度の向上を図っていくことが課題となります。
- 行政評価を実施してコスト意識を常に認識するよう職員の意識改革が進んだと考えられます。また、評価結果を客観的に事業へ反映させる必要があります。
- 協働のまちづくりである協働の部分の振興を図っていくため、より公益的事業への支援をする必要があります。
- 現在、各機関が様々な調査研究を実施・予定しているが、それらを有機的に連携し、総合的な調査となるような配慮が必要です。その調査結果については、研究者をはじめ広く一般にもアクセス可能にし、開かれたデータベース等を構築することが求められます。
- 建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札については、既に導入済みであるが、入札事務における透明性の確保と事務の簡素化をさらに図るため、物品、役務業務の入札について、県と希望市町村との共用の電子入札システムへの参加について検討する必要があります。
- 庁舎については、耐震補強工事及び災害時、災害対策本部機能を全うできるように本庁舎を改修する必要があります。
- 市有地売却については、処分可能資産をリストアップし、適宜売払いを継続して実施します。
- 新地方公会計制度に基づく財務書類4表については、平成20年度から毎年作成し、ホームページ等を活用し、他の先進事例を参考に、わかりやすい公表に努めていますが、市民の関心は低い状況です。今後も、公表方法を検討し、市民の鉾田市の財政状況についての理解促進に努める必要があります。

#### 『行政改革の4つの方針』（鉾田市行政改革大綱より）

- 1) 「選択と集中」による効率・効果的な行政の推進
- 2) 地域主権時代に対応した体制整備と職員の意識改革
- 3) 市政に多様性と創造性をもたらす市民との共生・協働
- 4) 質の高い市民サービスの提供

## 基本方針

「鉾田市行政改革大綱」に基づき、ニュー・パブリック・マネジメント\*の考え方を積極的に導入した新しい行財政運営を、市民とともに推進していきます。

## 施策体系



## 事業内容

### 1) 質の高い行政運営

実施事業の相互調整と財源調整を図りながら、行政評価システムの確立と一層の事務事業や組織機構の見直しを行い、より効率的な行政運営を図ります。

### 2) 市民と行政との協働推進

市民と行政が対等な立場で責任を共有しながら、目標達成に向けて連携が図れるよう、協働のまちづくりを推進します。

### 3) 分権型社会に対応した財政運営

自主財源の根幹である市税の安定確保を図るため、収納率の向上に努めます。また、重点的・効率的な配分を行い、計画的な財政運営を推進します。

\* ニュー・パブリック・マネジメント (New Public Management) : 1980年代半ば以降、イギリスなどで広がった行政運営理論で、企業の経営理念・手法・成功事例などを行政の現場に適用して、効率化・活性化を図るもの。

5年間に取り組む主な事業

\* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
<b>◇質の高い行政運営</b>		
行政評価の実施	事業の効果的な実施に向けて、事務事業を評価するシステムを確立し、評価を次の施策・政策に反映する	企画課
戸籍電算化事業	事務処理の迅速化・効率化のために導入された戸籍電算システムが交換時期を迎えるため、よりよい窓口対応を目指しシステムを更新する	市民課
電子入札事業	入札事務における透明性の確保と事務の簡素化を図るため、物品・役務について、希望する市町村と県との共同利用電子入札システム参加について検討を行う	財政課
庁舎改修整備事業	耐震補強工事及び災害対策本部機能を全うできるよう庁舎の改修を行う	財政課
協力体制の強化	茨城空港や東関東自動車道水戸線沿線市町が有する資源を相互に活かしながら地域の発展を図るため、茨城県や近隣自治体との連携・協力体制の充実を図る	企画課
広域都市圏の形成	公共施設の相互利用など、自治体間の交流、広域的な連携強化を推進する	企画課
民間活力の活用	公共施設の建設、運営等に関するコスト低減による質の高い行政運営を図るため、民間の効率性や専門性が発揮できる事業については、民間活力の活用を検討する	主管課
<b>◇市民と行政との協働推進</b>		
指定管理者制度の導入	民間のノウハウを活用した施設運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入する。また、自治体の公共施設の管理がどうあるべきかの視点から十分な検討をするとともに、指定管理をしたのちの、サービス向上の取り組みを促すとともに、着実に取り組みがなされているかを確認する	総務課
公共的サービスの提供を行う活動主体への支援	市民参加型のまちづくりに向けて、公共的サービスの提供を実施しようとする団体などの育成およびその活動を支援する（区・NPO等）	企画課
広報活動への市民参加	市民による行政参加の一環として、市の広報紙作成に協力員（仮称）として情報提供、取材、広報紙への意見、提言を行う	総務課

事業名	計画概要	担当部署
◇分権型社会に対応した財政運営		
財務書類4表の公表	わかりやすい公表方法を検討する	財政課
市有地の有効利用	市有地（普通財産）の有効活用を検討するとともに、売却可能資産について、適宜売払いを推進する	財政課 企画課

### 主な関連計画

計画名	計画期間
銚田市行政改革大綱・銚田市集中改革プラン	平成24年度～平成28年度

市民との役割分担  
(市民にお願いしたいこと)

\* 自立と協働のまちづくりへの協力